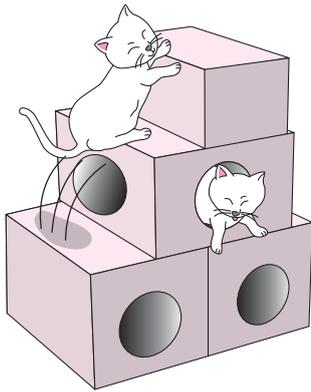


# 猫は室内で飼いましょう

～放し飼いは近所に迷惑をかけています～



猫は、従来からつないで飼う習慣がありません。そのため、飼い主が気づかなくても、よその家の庭や畑を荒らしたり、ふんをしたりして迷惑をかけていることが多く、苦情の対象になっていきます。室内飼いをすることで、無用な繁殖を避けることもできます。猫は、室内で飼いましょう。

## 猫を室内で飼うために…

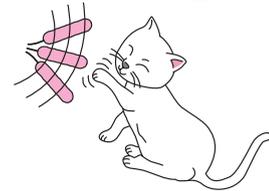
### 運動

猫は、もともと待ち伏せをして獲物をとる動物であり、歩き回る習性はありません。高いところに登ったりおりたりすることで、運動不足やストレスを解消しますので、階段やたんすの上、柵など、空間を利用してきる場所を用意しましょう。段ボール箱を二段、三段に重ねた簡単なものでも構いません。また、引き綱にならして散歩するのもよいでしょう。

### 遊び

狩りをする習性を生かした遊びを取り入れると、猫のストレス発散になります。

ボール（丸めた紙やアルミホイル、小さいボールなど）を投げたり転がしたりして遊ぶ  
猫じゃらし、ひもなどを目の前で動かすと、それを追いかけて遊ぶ  
布の下で物を動かしたり、すき間のある箱などに物を入れたりすると、それをとろうとして遊ぶ  
段ボール箱や袋などに入りたがる傾向があるので、箱などに入ったら指で箱をちよつとたたくなど、刺激を与えると遊び始める



### トイレ

猫が落ちつける場所に、一匹につき一つ以上のトイレを用意しましょう。トイレ砂も、猫が気に入るタイプを使い、失敗はしません。掃除も小まめにいきましょう。



## 犬とねこの飼い方教室

動物保護協会富士地区支部（事務局：環境衛生課）では、犬や猫を正しく飼うための飼い方教室を開催しています。この教室では、犬と猫の本能・性質、健康管理、関係法律や飼育する上で困っていることの相談のほか、基本的なルールやマナーの習得を行っています。

開催日については、その都度「広報ふじ（暮らしのたより）」でお知らせします。

## 猫のふんなどでお困りの人へ

猫は、次のようなものが苦手です。猫の苦手なものを使って、近寄りにくくしてみましょう。

### 臭い所がイヤ！

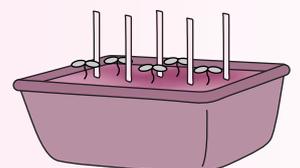
塩素系漂白剤、たばこのにおい、酸っぱいにおいが苦手です。

### 歩きにくくてイヤ！

ぬれているところ、粘着テープなどでベタベタしているところ、人工芝などのとげとげしているところが苦手です。

### トイレができない！

割りばしがいっぱい刺さっているプランター、とがった砂利の敷いてあるところ、目の粗いネットが敷かれているところではトイレはしません。



人間に個人差があるように、すべての猫に効果があるとは限りません。



# 狂犬病予防注射と 登録を忘れずに



平成16年度

狂犬病予防注射と畜犬登録の日程



月 日	会 場	時 間
4月12日(月)	吉原公園東広場	9:30～15:00
◇ 13日(火)	富士南公民館	9:30～15:00
◇ 14日(水)	丘 公 民 館	9:30～12:00
	青葉台公民館	13:30～15:00
◇ 15日(木)	田子浦公民館	9:30～15:00
◇ 16日(金)	吉永公民館	9:30～12:00
	柏原六王子神社	13:30～15:00
◇ 19日(月)	富士南公民館	9:30～12:00
	市立富士体育館	13:30～15:00
◇ 20日(火)	田子浦公民館	9:30～12:00
	富士北公民館	13:30～15:00
◇ 21日(水)	鷹岡公民館	9:30～15:00
	元吉原公民館	9:30～12:00
◇ 22日(木)	東 公 民 館	13:30～15:00
	天間公民館	9:30～12:00
◇ 23日(金)	岩松北公民館	13:30～15:00
	岩松公民館	9:30～15:00
◇ 26日(月)	岩松公民館	9:30～15:00
◇ 27日(火)	須津公民館	9:30～15:00
◇ 28日(水)	大淵公民館	9:30～15:00
◇ 30日(金)	富士駅南公民館	9:30～15:00
5月6日(木)	広見公民館	9:30～15:00
◇ 7日(金)	岩松公民館	9:30～12:00
	富士公民館	13:30～15:00
◇ 10日(月)	富士駅南公民館	9:30～12:00
	県富士総合庁舎	13:30～15:00
◇ 11日(火)	吉永北公民館	9:30～12:00
	原田公民館	13:30～15:00
◇ 12日(水)	伝法公民館	9:30～15:00
	大淵公民館	9:30～12:00
◇ 13日(木)	今泉公民館	13:30～15:00
	富士見台公民館	9:30～15:00

会場の統合により、昨年とは大幅に変更されています。また、一部の会場は2回行っています。よく確かめてお出かけください。

12:00～13:00は受付を休みます。

雨天でも行います。

犬にフィラリアなどの症状があるときは、最寄りの動物病院に相談して、狂犬病予防注射を受けてください。

予防注射は

毎年受けてください

飼い犬に毎年一回、狂犬病予防注射を受けさせることは「狂犬病予防法」によって定められている飼い主の義務です。狂犬病は、犬から人間に感染し、死に至る恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている人は、左の平成十六年度予防注射日程を確かめて、忘れずに予防注射を受けさせましょう。

また、市内の動物病院でも同じ金額で予防注射ができます。狂犬病予防注射会場が最寄りの動物病院で、六月三十日までに受けてください。

飼い犬の登録制度

狂犬病予防注射会場での登録も行います。(平成七年四月一日以降)

に登録されている犬は、改めて登録をする必要はありません)

子犬の場合は、生後九十日を過ぎた日から三十日以内に、狂犬病予防注射と登録を済ませてください。犬の登録を済ませると発行される登録鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪につけてください。

登録内容が変わったら届け出を

飼っている犬が死亡したときや所有者が変わるなどしたときには、愛犬手帳を持参して、環境衛生課に届け出をしてください。死亡と登録抹消の届け出のときは、その犬の登録鑑札と狂犬病予防注射済票も必要となります。

また、市外に転出した場合は転出先の市町村で届け出をしてください。

## 【狂犬病予防注射・犬の登録に必要なもの】

- ・愛犬手帳 (2回目以降)
- ・通知はがき (動物病院のときも持参してください)
- ・料 金 注射料 3,320円  
新規登録料 3,000円

※料金はおつりのないようお願いします。

※通知はがきを忘れていたり、愛犬手帳を紛失したりすると、再発行に時間がかかりますので、忘れないようお願いします。

※新規登録や死亡届などは、込み合いますので受付開始の30分以降に手続をお願いします。

犬・猫の飼い方などに関する問い合わせは...

富士市役所環境衛生課 ☎55-2768